

# 王寺町ファミリー・サポート・センターの利用手引き



王寺町ファミリー・サポート・センター事務局

王寺町役場 こども未来部

子育て支援課 子育て支援係

TEL : 0745-73-2001

月曜日～金曜日 8:30～17:15

# 王寺町ファミリー・サポート・センターの利用手引き

## ◎ファミリー・サポートとは？

王寺町ファミリー・サポート・センター(以下「サポートセンター」)は「育児の援助をして欲しい」方と「育児の援助をしたい」という方が、会員として登録し、育児の相互援助活動を行う会員組織です。

### ◎会員の条件

王寺町にお住まいの方

※依頼会員：生後6月から小学6年生の乳幼児及び児童をお持ちの方。

※提供会員：20歳以上の心身ともに健康な人で、所定の研修を受けた方。

- ・会員登録は無料ですが、利用には料金がかかります。
- ・活動時間は原則として午前7時から午後8時までとし(土・日・祝日は午前8時から午後7時まで)、宿泊は行いません。
- ・預ける子どもが病気中の場合、利用できません。
- ・援助活動は、原則として提供会員1人に対し依頼会員の子ども1人に行います

## ◎どんな時に利用できますか？

- ・保育所や幼稚園の開始時間まで、または保育終了時に子どもを預かる。
- ・保育所や幼稚園の送り迎え
- ・学校の放課後子どもを預かる
- ・保護者の病気や冠婚葬祭の時など

注1) 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅ですが、事前に会員双方の了承があり、援助活動に適した場所(例えば「依頼会員の自宅」など)での預かりも可能です。

注2) 急な援助の依頼は、都合があれば依頼できます。ただし、急なお願いをする前に必ず一度は事前打ち合わせ(マッチング)を受けておいてください。

注3) 誰もいない家に子供を送り届けてもらうことはできません。

注4) 送迎の場合、原則として徒歩又は公共交通機関を利用します。

## ◎おおまかな活動の流れは？

1. 提供会員は、講習会に参加し会員登録を行います。  
依頼会員は、事務局より説明を受け会員登録を行います。
2. 依頼会員は、依頼が発生したらサポートセンター事務局(子育て支援課)へ連絡し、依頼の内容を出来るだけ詳しく伝えます。(初回の場合は、提供会員とのマッチングのため一週間前までに連絡してください。)
3. 事務局がその内容に応じて依頼会員の自宅、または用務先に近いところから提供会員を探します。
4. 提供会員が見つかり次第、事務局が依頼会員と提供会員に連絡しマッチングを行います。
5. 依頼会員が提供会員に連絡を取り、打ち合わせをした上で活動します。
6. 提供会員は援助が終わったら活動報告書を書き、依頼者の確認印をもらいます。
7. 依頼会員は既定の報酬及び実費を提供会員に払います。
8. 提供会員が活動報告書をセンターへ提出し(活動した月の翌月5日までに)、完了となります。

## ※2回目以降に援助が必要になったら・・・

\*最初に紹介した「提供会員」に、援助が必要な月日に援助してもらえるかどうかを尋ねます。

①援助してもらえる場合は援助をお願いします。

同時にサポートセンター事務局へ電話で「会員番号・氏名」を言って、「〇〇さんに〇月〇日〇〇の理由でお願いしました。」と連絡します。

②援助できないと言われたら、その旨をサポートセンター事務局に電話すると、援助のできる他の「提供会員」を紹介します。

③事務局が依頼会員と提供会員に連絡し事前打ち合わせをします。

※提供会員の都合により、依頼会員の希望にそえない場合もありますので、ご了承ください。

## ◎会員の心得

- ・サポートセンターの趣旨と決まりを守りましょう。
- ・お互いのプライバシーは守りましょう。
- ・サポートセンターへの連絡は会員同士による援助活動の交渉後に必ず行ってください。

サポートセンターを通さない活動については補償保険は適用されません。

### 【依頼会員】

- ・援助は事前に依頼した内容だけです。
- ・報酬の支払いは基準を守って、速やかに行いましょう。

### 【提供会員】

- ・活動中に事故が生じた場合にはすみやかにサポートセンター事務局に連絡してください。
- ・常に子供の安全を確認してください。

・活動後は活動報告書を作成します。報告書は月末締めで、翌月 5 日までにサポートセンター事務局に提出してください。

### ◎共通理解

1. マッチングは必ず行ってください。
2. 約束した時間は、必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
3. 援助活動が終了したら、提供会員は活動報告書を作成し(3部複写)、依頼会員の確認印と報酬を受け取ってください。報告書は一部を決められた日までにセンターに提出してください。
4. 報酬や実費の支払いと受け取りは速やかに確実にいきましょう。
5. おやつや食事は、原則として依頼者の用意したものを与えましょう。
6. アレルギー(食事や動物など)の確認をしておきましょう。

### ◎利用料金は？

- ・活動時間が平日の午前 8 時から午後 7 時まで・・・1 時間あたり 600 円
- ・活動時間が平日の上記以外の時間帯・・・1 時間あたり 700 円  
(午前 7 時から午前 8 時まで・午後 7 時から午後 8 時まで)
- ・活動時間が土曜日、日曜日または祝日・・・1 時間あたり 800 円  
(午前 8 時から午後 7 時まで)

1. 最初の一時間までは、それに満たない場合でも 1 時間とみなします。
2. 一時間を超える場合は 30 分以下は基準額の半額とし、30 分を超えて 1 時間までは 1 時間の料金とします。
3. 援助活動は提供会員が家を出てから帰るまでの時間とします。
4. 取消料については、次の通り依頼者が支払ってください。

- 前日までの取り消し…無料
- 当日取消・・・・・・・・上記基準により算出された報酬額の50%
- 無断取り消し・・・・・・・・全額

5. 公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費とします。

### ◎活動中の事故への対策は？

提供会員は、安全・事故対策を含めた援助活動に必要な講習を受けています。

会員間での解決を基本原則としますが、万一の事故に備えて補償保険に加入しています。保険料の個人負担はありません。

依頼子ども傷害保険	援助活動中に依頼会員の子供が、ケガをしたときなどの通院、入院費用などを補償します。
サービス提供会員 傷害保険	援助活動中の事故やケガでの入院、通院費用を補償します。
賠償責任傷害保険	法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。